

研究ノート

大阪青山短期大学所蔵「梶又左衛門宛織田氏宿老連署状」をめぐって

藤井 讓治*

1. 梶又左衛門宛織田氏宿老連署状
2. 「神明神社文書」の某治部助宛織田氏宿老連署状
3. これら織田氏宿老連署状の発給年代について
4. 織田氏宿老連署状の位置づけ
5. 「卅六人之衆」

おわりに

1. 梶又左衛門宛織田氏宿老連署状

ここで紹介しようとする織田氏宿老連署状は、1989年の『思文閣古書資料目録』第120号善本特集第1輯に最初に顔をみせ¹⁾、その後、青山短期大学の所蔵となり、1992年刊行の『大阪青山短期大学所蔵品図録』（以下、『図録』と記す）に写真版とともに掲載されたものである。その意味では新出の史料とはいえないが、1986年に刊行された県外史料を取めた『福井県史』資料編2中世には収められておらず、また1994年に刊行された『福井県史』通史編2中世においても利用されていない史料である。まず、その全文を『図録』に掲載された写真版によって以下に掲げる²⁾。

今度各御申之通

卅六人之衆相双而

令披露候処被対

義統忠節明白之

上者去永禄九年

十二月十三日任光録

御判形之旨全可

有知行之由朱印

被遣候、弥孫犬殿へ

可被抽忠勤之事

簡要候、恐々謹言

丹羽五郎左衛門尉
卯月十六日 長秀（花押）

* 京都大学大学院教授、福井県文書館記録資料アドバイザー

木下藤吉郎
秀吉（花押）

中川八郎右衛門尉
重政（花押）

明智十兵衛
光秀（花押）

梶又左衛門殿
御宿所

『図録』では、この文書の名称を文中の文言に従って「被忠勤状」とし、以下のような解説を付している。

丹羽長秀・木下秀吉・中川重政・明智光秀の四名が、梶又左衛門に対し、三十六人衆の知行を安堵し、孫犬（武田元明）という新しい主君へ忠勤を尽くすよう命じた文書。

若狭の武田義統は、政治上すでに過去の人物となり、その家臣三十六人衆の勢力が強くなっていた。そこで三十六人衆の処分を長秀らが織田信長に尋ねたところ、「彼らの武田義統への忠節は明白であるので、永禄九年の光禄（義統・大膳大夫の唐名）の文書の通り、彼らの知行を安堵する」と信長の朱印が出された。この朱印状をわざわざ表に出して武田氏への忠勤を尽くさせるのは、長秀らは、元亀元年（一五七〇）、若狭を経て越前に進む時、武田氏の家臣団統制を強化する必要があったからであると考えられる。全く同じ文書が、しかも同じ日に若狭広野孫三郎にも出されているのである。但しこの時の署名順序は、木下秀吉・丹羽長秀・中川重政・明智光秀となっていて、本状と前二名が入れ代わっているだけである。従って元亀元年の文書とみて矛盾しない。

冒頭にこの文書の主内容が摘記されているが、かならずしも正確ではない。後述とも関係するので、私の解釈を示しておこう。梶又左衛門に宛てられた丹羽長秀ら織田氏四宿老の連署状をほぼ主語等を補いつつ直訳すれば、「今度おのおのが申しでられたとおおり、三十六人のものについて「あいならばて」すなわち一度に信長に披露したところ、信長から義統に対する忠節は明白であるとの意向が示され、去る永禄9年（1566）12月13日付の義統の判形の趣旨にしたがって全く知行するようにとの朱印が遣わされた。いよいよ武田元明への忠勤を励むことが簡要である」ということになる。

ここでの論点の一つは、「十二月十三日任光禄御判形」とある武田義統の「判形」は「三十六人衆」宛のものか個々の人物に宛てられたものなのかという点、もう一つは信長の朱印状とはどのような内容を持つものであったかという点である。さらに、この文書をこの当時の政治情勢に位置付けるには、この文書の年代確定がなにより問われることになる。『図録』は、この文書を元亀元年のものとする。その理由は述べられているが、その根拠は、おそらく解説に引かれている「若狭広野孫三郎」宛の織田氏宿老連署状を紹介した『織田信長文書の研究』の年代推定に従ったものと思われる。それが正しいのか否かを検討することが求められよう。なお、のちに関説するところがあるので、広野孫三郎宛のものをここで引いておこう³⁾。

今度各江申候趣、卅六人之衆相双而令披露処、被对^(武田)義統忠節明白之上者、去永禄九年十二月十五日任光禄御判形之旨、全可有領知之由、朱印被遣候、弥孫^(大カ)大殿へ可被抽忠節事、簡要由候、恐々謹言、

卯月十日
木下藤吉郎
秀吉（花押）

丹羽五郎左衛門尉
長秀（花押）

中川八郎左衛門尉
重政（花押）

明智十兵衛
光秀（花押）

広野孫三郎殿
御宿所

2. 「神明神社文書」の某治部助宛織田氏宿老連署状

ところで、私がこの文書に関心をもったのは、宛名こそ違えほぼ同内容の文書が小浜市の神明神社に伝来しているからである。ただ、神明神社のものは痛みや摺り切れが多く、完全に判読することは不可能である。神明神社の文書を判読しようとするとき、広野孫三郎宛のものとともに梶又左衛門宛の本状はきわめて有用なものとなる。

この神明神社のものを最初に紹介したのは、1922年に刊行された『遠敷郡誌』であろう。しかし、そこでの読みは、極めて不完全なもので、月日記載も落ちており、不十分なものであった⁴⁾。

ついでこの文書を本格的に翻刻したのは、『小浜市史』寺社文書編であろう⁵⁾。その釈文を以下にあげる。

今度各御申之通 [] ^(カ)被令衆相双而令被露候処、被对義統忠節明白之上者、去永禄九年閏八月廿六日、任光鎮御判形之旨、全可^(カ)被御領知之由朱印被遣候。弥孫犬殿へ^[可カ]被抽忠^(節カ) [] []。

[九カ][月]
□□□ 六日 木下藤吉郎
秀吉（花押）

丹羽五郎左衛門尉
長秀（花押）

中川八郎左衛門尉
重政（花押）

明智十兵衛尉
光秀（花押）

菊池治部助殿へ

さらに、1990年に刊行された『福井県史』資料編9中・近世七でもこの文書は取り上げられている⁶⁾。両者に異なるところが多々あるので県史の釈文もあげよう。

今度各御申之通 [] ^(三十六)人之衆相双而令被露候処、被对^(武田)義統忠節明白之上者、去永禄九年 [] 六日^(カ)任光録^(禄、義統)御判形之旨、全可^(可カ)被御領知之由朱印被遣候、弥孫犬殿へ^(節カ)被抽忠 []、

^(卯月十)
□□□ 六日
^(永禄十二年) 木下藤吉郎
秀吉（花押）

丹羽五郎左衛門尉
長秀（花押）

中川八郎右衛門尉
重政（花押）

明智十兵衛尉
光秀（花押）

□□治部助殿へ

『小浜市史』と『福井県史』との主な違いは、(1)「申之通」のあとの判読不能の部分を『小浜市

史』は空けたままであるのに対し『福井県史』は「三十六」の傍注を付している点、(2)「去永禄九年」に続く部分を『小浜市史』が「閏八月廿六日」と読んでいるのに対し『福井県史』は数字分を判読不能とし「六日」に繋げている点、(3)『小浜市史』が「光鎮」とするところを『福井県史』は「光録」とし傍注に「禄、義統」としている点、(4)『小浜市史』が月日部分を「□□□六日」としたうえで「九カ」「月」としているのに対し『福井県史』は同様に「□□□六日」としたうえで判読できないところに「卯月十」と傍注し、かつ本文書を永禄12年のものと注記している点、(5)『小浜市史』が宛名部分を「菊池治部助」と読み切っている部分を『福井県史』は「□□治部助」と姓の部分を判読不能とする点である⁷⁾。

これらのうち(3)「光録(禄)」が大膳大夫の唐名であり、ここでは武田義統を指すことからすれば『福井県史』の読みに従うべきであろう⁸⁾。(5)の宛名については『小浜市史』があげる写真版からすれば判読は難しいようである。(2)については、「閏」ではなく意味は同じであるが「後」で「後八月廿六日」と判読可能である。なお、永禄9年には閏8月がある。この点については後述する。

(1)と(4)については、何らかの情報がなければ傍注あるいは推定できない箇所である。恐らくこれは先にあげた『織田信長文書の研究』所収の広野孫三郎宛の連署状を踏まえてなされたものと推測される。すなわち広野孫三郎宛の連署状に「卅六」とあることをもって「三十六」とし、月日についても「卯月十六日」をもって「卯月十」と傍注が施されたものと推定する。また「去永禄九年」の後の文字は広野孫三郎宛のものに「十二月十五日」とあることと、某治部助宛のものにみえる文字の残画とが一致しないことで、判読不能の扱いとなったのではないかと思われる。ただ、年代については『織田信長文書の研究』が元亀元年としているのに対し、永禄12年としている点は『織田信長文書の研究』などとは異なる⁹⁾。

3. これら織田氏宿老連署状の発給年代について

そこでこれら文書の年代について検討しよう。今回紹介した梶又左衛門宛、広野孫三郎宛、そして某治部助宛の3通は、その内容からみてほぼ同時に出されたものとするには異論はなからう。『織田信長文書の研究』は、年代推定の根拠を次のように述べている¹⁰⁾。

若狭の武田義統は、政治上すでに過去の人物である。その家臣が(三十六人衆)義統に忠節を尽くしていたのであれば、所領を安堵するから子の孫犬(元明)に忠儀をはげめとの内容で、武田氏の家臣団統制を強化しようとする政策である。元亀元年若狭をへて越前に進む時のものと考えても矛盾しない。

この年代推定は、それほど確定的なものではなく、信長が元亀元年4月20日に、越前朝倉攻めのために京都を発ち、22日には熊川、翌日には佐柿へと進み、25日に越前敦賀に侵攻するという経緯から推測されたものである。

まず、それぞれの年、信長はどこに居、また丹羽長秀ら4人はどこにいたかを検討する事から始めよう。信長は、永禄12年は、正月10日に上洛、4月21日に京都を発ち岐阜に戻っている。翌元亀元年は、3月5日に上洛、4月20日に越前朝倉攻めのために京都を発っている。いずれの年であっても信長は4月16日には京都にあった。丹羽長秀ら4人については、この4人が連署した、永禄12年のものであることが他の史料から確定できる4月16日付の立入宗継宛¹¹⁾と4月18日付の丹波宇津頼重宛¹²⁾の連

署状があり、永禄12年4月16日には、4人がともに同じところ（京都）にいたことが分かる。元亀元年については、永禄13年3月22日付の4人連署のものがある¹³⁾。しかし、4月16日時点での居所は確定しがたいが、すくなくとも秀吉は朝倉攻めに従っている。このように、どちらの年も可能性はあるが、この連署状が、信長在京という状況下で出されていたことは注意しておきたい。

居所からは年代を決めがたいので、「任光禄御判形之旨、全可有領知（知行）之由、朱印被遣候」とある部分に注目したい。すなわち、この4人の連署状が出された同日か少し前に、武田義統の「判形」の趣旨に従って信長の「朱印」が出されたことが記されているのである。そこで、こうした条件に合った信長の朱印状は存在しないのかを検討すると、つぎのような朱印状¹⁴⁾を見いだすことができる。

若州本郷之儀、任武田大膳^(義統)大夫折紙之旨、有執沙汰、公用以下如前々可被相立候、永領知不可有相違之状如件、

永禄十二
卯月七日 信長（朱印影）

^(信富)
本郷治部少輔殿

本郷信富は、幕府奉公衆であり、大飯郡本郷に本拠を置く若狭の国人の1人であるが、この信長朱印状の内容は、まさに、4人の連署状に「任光禄御判形之旨、全可有領知之由、朱印被遣候」とある文言と対応する。この対応を重視すれば、この連署状は、永禄12年のものとみなすことができる。恐らく『福井県史』もこの本郷宛の朱印状に注目して、この連署状を永禄12年のものとしたのであろう。

4. 織田氏宿老連署状の位置づけ

この連署状が、永禄12年のものと確定したとき、先の『織田信長文書の研究』が想定したこの連署状発給の背景、信長の越前攻めを前にして、武田氏の家臣団統制を強化しようとする政策であるとの理解は的を外したものとなる。

一方、この連署状を『福井県史』資料編に従って、永禄12年のものとしてこの時期を叙述したものがある。その一つが1992年に刊行された『小浜市史』通史編上巻の記述である¹⁵⁾。

永禄十二年（一五六九）四月十六日、信長の家臣である木下秀吉・丹羽長秀・山口重政¹⁶⁾・明智光秀の四人が連署して、武田氏の旧臣三六人衆が、これまでと変わらずに武田元明に対して忠節をつくすのであれば、以前に与えられた判形通りに領知を保証するとのべている（「神明神社文書」その他）。武田氏そのものは弱体化しているが、守護として国人衆に対してもつ軍事指揮権を信長が保証する形で、家臣団組織を解体せずに、そのまま利用していく政策がとられていた。將軍義昭の命令とあれば、守護武田氏も従わざるをえず、それを通じて国人衆を把握することも可能であった。

先にこの連署状の内容について私の読みを示したが、少し厳密に読めば、領知を保証したのは信長であり、武田元明への忠節を求めたのはこの宿老4人である。だから「武田元明に忠節を尽くすのであれば」領知を保証するのではなく、信長は、彼らの武田義統への忠節が明らかであることをもって、それぞれの領知を保証したのであり、それを受けて四宿老は元明への忠節を36人の衆それぞれに求めたのである。

永禄12年のものとして叙述しているもう一つは『福井県史』通史編2中世のつぎのような記述であ

る¹⁷⁾。

この年（永禄十二年—筆者注）四月に大飯郡の本郷氏やいまだ去就の定まらない治部助・広野孫三郎ら武田元明の近習である「三十六人衆」のもとに、領地安堵とともに一致団結を促す信長からの朱印状が届けられるころには（資2 本郷文書一七一号、資9 神明神社文書一号、『織田信長文書の研究』二二二号）、旧武田家臣たちはそのかなりの者が信長につく態度を明確にしていた。朝倉義景が信長に敵対する態度をみせるなかで、建て前として將軍支配となっている若狭について、信長は旧武田家臣をほぼ掌握することに成功していたのである。そして同時にこのことは、信長のもとに結集することで、分裂していた旧武田家臣たち到一个のまとまりを取り戻させることになった。

典拠として示された「資2 本郷文書一七一号」は先にあげた本郷信富宛の信長朱印状、「資9 神明神社文書一号」は某治部助宛織田氏宿老連署状、『織田信長文書の研究』二二二号は広野孫三郎宛織田氏宿老連署状である。この叙述の中段にある「領地安堵とともに一致団結を促す信長からの朱印状」とあるが、信長の朱印状はあくまでも領地安堵だけであり、元明への忠節あるいは忠勤を求めたのは、4人の織田氏宿老の連署状である。

もう一つ検討したいのは、「卅六人之衆」の内容である。この「卅六人之衆」については、『小浜市史』では、「武田氏の旧臣三十六人衆」としその内容を「国人衆」としているように思われる。一方、『福井県史』は「大飯郡の本郷氏やいまだ去就の定まらない治部助・広野孫三郎ら武田元明の近習である「三十六人衆」と述べている。この場合、本郷氏が「三十六人衆」のなかに入るとも入らないとも読める。しかし「旧武田家臣をほぼ掌握することに成功した」との記述からすれば含むとみるべきであろうか。両者の叙述は微妙に異なる。

まず両者の記述とも「三十六人衆」と一个のまとまりを持った集団・組織のようにとらえているが、史料には「卅六人之衆」とあり、冒頭に「今度各御申之通」とあるように、本来それぞれ個々別々の申し出であり、信長への披露が「相双而」なされたために「卅六人之衆」と表現され、結果的に織田側からこのようにまとめて把握されたものであることに注意しておきたい。このことは、先にあげた本郷信富への信長の朱印状が、本郷信富1人に宛てられたものであり「卅六人之衆」全体に宛てられたものではないこと、また四宿老の連署状においても、「光禄」=義統の「判形」の日付が某治部助宛のものは「後八月廿六日」、梶又左衛門宛のものは「十二月十三日」、広野孫三郎宛のものは「十二月十五日」と個々別々であることから明らかとなろう。いいかえれば、36人の「若狭衆」が、信長に対し武田義統から与えられた領知・知行の安堵を求めたのに対し、信長は、義統への忠節を根拠に領知・知行安堵を承認し個々別々に朱印状を発給したのである。そして、それを梶子に宿老4人の連署状をもって武田元明への忠節を、それぞれ「卅六人之衆」に求めたのである。

このような理解に立つと「卅六人之衆」には、すくなくとも本郷信富も含まれることになる。この点は、この36人のなかには武田麾下にあった国人衆が含まれているか否かという問題とも絡んでいる。いまなぜそれを問うかといえ、現状知ることのできる四宿老連署状の宛名で判明している梶又左衛門・広野孫三郎¹⁸⁾とともに、これまで知られている若狭の国人、粟屋・逸見・熊谷・武藤・香川・松宮・白井・寺井・畑田、としては名を知られていないものばかりであるからである。いいかえれば、現状ではこの四宿老連署状からする限り有力国人を36人のなかには積極的に入れることは難しいのであ

る。この点をいかに克服するかは、多くの難関を越えねばならず、最終的に決着をつけることは難しいが、以下、36人のなかに守護武田麾下の国衆が含まれているとの見通しでいくつかの材料を提供することにしたい。

5. 「卅六人之衆」

まず第一は、永禄12年4月以前の若狭の国人たちの動向である。永禄12年正月、三好三人衆が將軍義昭のいた本圀寺を攻めた。その際、本圀寺に楯籠もった軍勢のなかに山県源内・宇野弥七がいた。そのことを伝える『信長公記』には「若狭衆山県源内・宇野弥七兩人隠れなき勇士なり」とみえ¹⁹⁾、この時期に在京し、將軍義昭方に就いた若狭衆のいたことが確認できる。

この一件を重く見た織田信長は、同年2月、義昭のために城を築いた。この時の『信長公記』の記事に「去て此已後御構これなくては如何の由にて、尾・濃・江・勢・三・五畿内・若狭・丹後・播磨十四ヶ国の衆在洛候て、二条の古き御構、堀をひろげさせられ」とある²⁰⁾。注目したいのはこのなかに「若狭」衆がみえることである。ここから山県・宇野同様、在京した若狭衆がいたことが分かるとともに、彼らが信長に属していることが確認できる。

第二は、永禄9年の武田義統の判物である。先にあげた広野孫三郎や梶又左衛門宛の義統の判物そのものは知ることはできない。しかし、この年、義統は、いく人かに領知・知行にかかわる判物を出している。それらの例をあげよう。

若嘉三方郡岩屋村之事、今度為勲功之私領一円仁白井民部丞勝胤宛行訖、万一於向後入江雖企愁訴、謀反人令同意之上者、一切不可能許容、其外如何様之族雖致競望、聊不可有相違者、早全所務永代令知行、子々孫々弥可抽奉公忠切之状如件、

永禄九年十一月十八日 本書ニ此二字無シ
義統 判

若州遠敷郡山下名之事、今度為勲功之地、白井民部丞勝胤宛行私領訖、今度逐電人不依僧俗、買得之田地等於為彼地類者、聞出次第可致知行、自然立帰先領主雖企如何様之愁訴、一切不可能許容者也、早全所務、永代領知不可有相違状如件、

永禄九年十一月十八日 本書ニ判耳
義統 判

この二つは、義統が「今度」の「勲功」として白井勝胤にそれぞれ三方郡岩屋村と遠敷郡山下名とを宛行つたものである²¹⁾。

もう一つは、義統の判物そのものではないが、それが出されたことが確認できる史料である²²⁾。

今度対義統公忠節無比類候、然者以其忠節、松永杏名青郷之内御切錢十貫文并先年之屋敷分為後嗣所被遣之候趣、只今被成御判候、永可有御知行者也、仍如件、

永禄九年霜月十一日 安田右衛門尉重定
竹長源八兵衛殿

文中にみえる「只今被成御判候」とある「御判」は義統のものともみなしてよいであろう。

ところで先の白井勝胤宛の義統判物に「今度為勲功」、安田の判物に「今度対義統公忠節」といった事態はどのようなことをさしてのことだろうか。この点については『小浜市史』にも『福井県史』にも、それぞれニュアンスの異なるところもあるが、これに関連するであろう事件が記述されている。

永禄9年閏8月、それ以前より義統から子の元明への家督の継承をめぐる諍いが家臣を巻き込んで生じていたが、それが小浜で軍事的衝突として24日に勃発し、この動乱を義統は一族の武田信方や逸見昌経・武藤友益それに幕府奉公衆の本郷信富²³⁾らの協力をえて鎮めたことが、両書に記されている。両書ともこの一件と白井勝胤宛の義統判物の「今度為勲功」とを結びつけて位置付けていないが、白井勝胤の「今度為勲功」、竹長源八兵衛の「今度対義統公忠節」は、まさにこの争乱と深く関係しているのではなかろうか。このことは、この時、義統方に就いた一族の武田信方から本郷信富・方秀に送られた書状のなかで「昨日此表之儀、敵悉退散、^(武田義統)大夫大慶不及是非候、併此仰御馳走故候、早束至小浜御着陣之由可然候」と本郷信富の義統に対する忠節を述べていること、そしてそれが先の信長朱印状にみえる「武田大膳大夫折紙」に対応するものとすれば、この推測は蓋然性の高いものとなる。

さらに、こうした流れのなかに織田氏宿老連署状にみえる永禄9年の義統の判物を置くとき、これらの判物は、この事件の論功行賞として出されたものであり、「被対義統忠節明白」という四宿老の連署状の文言にも極めて具体的にに対応するものとなる。

最後に四宿老連署状の「弥孫犬殿へ可被抽忠節事」についても検討しておこう。永禄10年11月9日、義統が病没し、元明が相続するが、武田家臣の離反ははなはだしく、元明は孤立した。そうした状況のもと、永禄11年8月、若狭に侵攻した朝倉勢は元明を越前へとともなった。その元明が若狭へ帰ったのは早くとも信長の越前攻めによって朝倉氏が滅亡した天正元年(1572)8月以降のことである。すなわち、四宿老の連署状の出されたときには、「忠節」「忠勤」を尽くすよう求めた元明は若狭にはいなかったのである。とすれば、四宿老が元明への忠節を求めたのは、具体的に元明を頂点とする家臣団の再構築をめざしたのではなく、信長による領知安堵を踏まえ、主人のいない若狭衆に名目的な主人として元明を戴かせることを通して再編し、それを織田氏が若狭衆として掌握しようとした極めて政治的な措置であったといえよう。またそれは、現実の場では越前の朝倉氏に対抗するための一方策であったといえよう。

おわりに

以上、梶又左衛門宛織田氏宿老連署状を紹介することを通して、永禄末年における若狭の政治状況の一端を探ろうとした。なお、確定すべき点多々あるが、これまで相互には繋げられてこなかった史料を繋げることで、いくらか解明できたこともあったろうと思っている。

注

- 1) この文書は、2005年に出された三鬼清一郎編『織豊期発給文書の史料学的研究』（2001～2004年度科学研究費補助金基盤研究（C）（2）研究成果報告書）に『思文閣古書資料目録』120の写真版によって翻刻されている。
- 2) 『大阪青山短期大学所蔵品図録』（大阪青山短期大学、1992年）図38。なお、参考のために、解題に付された釈文を以下にあげ、私の釈文との相違を〔 〕内に示し上傍に注した。

今度各御申之通^{〔卅〕}／廿六人之衆相双而^{〔披〕}／令被露候處被対^{〔遣〕}／義統忠節明白之^{〔遣〕}／上者去永禄九年／十二月十三日任
光禄^{〔録〕}／御判形之旨全可^{〔遣〕}／有知行之由朱印^{〔遣〕}／被遣候、弥孫犬殿へ^{〔遣〕}／可被抽忠勤之事^{〔遣〕}／簡要〔候脱〕恐々謹言

丹羽五郎左衛門尉
卯月十六日 長秀（花押）

木下藤吉郎
秀吉（花押）

中川八郎右衛門尉
重政（花押）

明智十兵衛
光秀（花押）

梶又左衛門〔殿脱〕
御宿〔所脱〕

- 3) 奥野高広『織田信長文書の研究』上巻（吉川弘文館、1969年）370頁、222号文書。なお、「今度各江申候趣」としているが、梶又左衛門宛、某治部助宛のものによる限り、この部分は「今度各御申之通」であり、そう読むことで意味もよく通じる。
- 4) 菊池文書（『遠敷郡誌』701頁、遠敷郡教育会、1922年）

今度各御申之通□□令披露候處被対義統忠節明白之□□者、永禄九年□任光禄御判形之全干□□領知御朱印
（以下数字缺損）

木下藤吉郎
秀吉（花押）

丹羽五郎左衛門尉
長重（花押）

中川八郎左衛門
重政（花押）

明智十兵衛
光秀（花押）

- 5) 「神明神社文書」織田氏宿老連署状（『小浜市史』 寺社文書編323頁、小浜市、1976年）。
- 6) 「神明神社文書」織田信長奉行人連署状（『福井県史』 資料編9中・近世七、329頁、福井県、1990年）。
- 7) 『小浜市史』『福井県史』のほかはこの文書の釈文を翻刻しているものに、先にあげた三鬼清一郎『織豊期発給文書の史料学的研究』がある。そこでは東京大学史料編纂所影写本の「菊池文書」が利用されている。釈文の相違については、「忠節」とするところを「火管」とし、中川・明智については（花押）を示さず、宛名はすべて判読しないなどの違いがあるが、上記で相違あるいは検討すべきとした点と重なるので、ここでは注記するに止める。
- 8) 「光禄」については、本来は「光禄」であるが、『拾芥抄』等では「大膳大夫」を「光禄卿」と記しており、誤りとはせずに当時の通例とみなしておきたい。
- 9) なお、この文書の年代を永禄12年とした最初の仕事は、1989年に刊行された三鬼清一郎の『豊臣秀吉文書目録』（名古屋大学文学部）である。
- 10) 『織田信長文書の研究』上巻371頁。
- 11) 『織田信長文書の研究』上巻279頁、165号文書。
- 12) 『織田信長文書の研究』上巻280頁、166号文書。
- 13) 『織田信長文書の研究』上巻356頁、215号文書。
- 14) 「東京大学史料編纂所蔵文書（本郷文書）」171号（『福井県史』 資料編2中世、776頁）。
- 15) 『小浜市史』 通史編上巻（小浜市役所、1992年）742頁。
- 16) 「山口重政」とあるが、「中川重政」の誤記であろう。
- 17) 『福井県史』 通史編2中世（福井県、1994年）726頁。
- 18) 『福井県史』は、「治部助・広野孫三郎」を「武田元明の近習」とするが、その根拠をうかがい知ることはできな

い。ただ、梶については、「大成寺文書」に「梶大蔵丞清仲」という名がみられ、『福井県史』は武田氏奏者として
いる(971頁)。梶又左衛門はこの同族かもしれない。

19) 『信長公記』巻二(奥野高広・岩沢愿彦校注、角川書店、1969年)93頁。

20) 『信長公記』巻二、95頁。

21) 「白井家文書」四四・四五号(『福井県史』資料編2中世、528頁)。

22) この史料は、出典の『若狭郡志』(『小浜市史』史料編第一巻453頁、1971年)では、逸見駿河守の反逆にかかわ
る史料として引用されているものである。しかし、逸見の反乱は永禄4年のことであり、安田の判物はその折のも
のではない。この文書は、出典が『若狭郡志』と近世の編纂物ということもあってかあまり注目されたことは
なかったが、こうした文脈のなかにおけば十分に意味を持つものとして利用できよう。

23) 『福井県史』通史編2中世、724頁では「信当」となっている、誤記か。